



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 149 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 150 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (障害福祉課)
- 151 救急病院の申出の撤回 (医務課)
- 152 救急病院の認定 (")
- 153 道路の区域変更 (道路保全課)
- 154 道路の供用開始 (")
- 155 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 訓令

- *1 和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (地域づくり課)

告 示

和歌山県告示第149号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平

成22年4月9日まで縦覧に供する。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成22年2月9日
- 2 名称
特定非営利活動法人SPORTS PRODUCE 熊野
- 3 代表者の氏名
角口賀敏
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市浮島1番25号 キナンビル2階
- 5 定款に記載された目的

この法人は、健全な市民生活を営み、地域社会を構成する人々に対して、スポーツを通じて更なる活性化と相互交流によって培われた精神を、広く地域社会・人々に還元することを目的とする。

和歌山県告示第150号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3030100162	つわぶき相談支援事業所	事業所の名称	綜成苑相談支援事業所	つわぶき相談支援事業所	平成21.11.1
3030100162	つわぶき相談支援事業所	事業所の所在地	和歌山市西庄1107-1	和歌山市吹屋町5丁目49-3	平成21.11.1

和歌山県告示第151号

次の診療所について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人天竹会 竹中整形外科・内科
- 2 所在地 海南市重根11の1
- 3 失効日 平成22年3月31日

和歌山県告示第152号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 有田市立病院
- 2 所在地 有田市宮崎町6番地
- 3 有効期限 平成25年2月6日

和歌山県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
海南市重根字菖蒲1547番地先から同市重根字小下田畑1551番1地先まで	旧	4.70 ∩ 6.00	121.30	
同上	新	6.60 ∩ 10.50	122.00	

和歌山県告示第154号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市重根字菖蒲1547番地先から同市重根字小下田畑1551番1地先まで

供用開始の期日 平成22年2月23日

和歌山県告示第155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3056	橋本市高野口町名古曾字町田338番1の一部	橋本市東家五丁目4番1号丸石木材住宅株式会社代表取締役石田雅彦	平成22.2.10	6.16 ∩ 6.71	43.34

訓 令

和歌山県訓令第1号

企 画 部

和歌山県世界遺産センター

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年2月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成19年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「午前8時45分から午後5時30分まで」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。